

上記試験の判断基準について下記のとおりお知らせします。

なお、個々の受験者の具体的採点内容及び判断基準に関するご質問等については、お答え出来ませんのでご了承ください。

■判断基準

平成21年度第一種電気工事士技能試験（筆記試験免除者対象）の判断基準

■電氣的に致命的な欠陥（A欠陥）の主なもの

I. 全体共通部分

1. 未完成
 - ・未着手、未接続、未結線
2. 配置・寸法相違
 - ・配線・器具の配置が配線図と相違
3. 回路の誤り
 - ・誤接続、誤結線
4. 電線の種類・色別の相違
 - ・電線の種類が配線図と相違
 - ・電線の色別が相違
5. 電線の損傷
 - ・ケーブル外装を著しく損傷

II. 電線相互の接続部分

1. 接続方法相違
 - ・リングスリーブ接続と指定した箇所をそれ以外の方法で接続
2. リングスリーブ圧着接続
 - ・圧着工具の相違、無印
 - ・リングスリーブ本体を破損
 - ・圧着マーク不適正
 - ・心線の挿入不足

III. 端子台への結線部分

1. 心線の締め付け
 - ・心線を締め付けてないもの

IV. その他

1. 支給品以外の材料を使用

■施工上重大な欠陥（B欠陥）の主なもの

I. 全体共通部分

1. 配置・寸法相違
 - ・配線図の寸法より著しく短い
2. 電線の損傷
 - ・ケーブル外装を損傷
 - ・絶縁被覆を折り曲げると心線が露出する傷

- ・心線を著しく損傷、より線を減線

II. 電線相互の接続部分

1. リングスリーブ圧着接続
 - ・より線の素線の一部が挿入されていないもの
2. リングスリーブ圧着接続部の絶縁被覆処理
 - ・テープ巻きが困難なもの
 - ・絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの
 - ・絶縁被覆の上から圧着

III. 端子台への結線部分

1. 心線の締め付け
 - ・より線の素線の一部が挿入されていないもの
2. 絶縁被覆処理
 - ・絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの
 - ・絶縁被覆の上から締め付け

■施工上の軽微な欠陥（C欠陥）の主なもの

I. 全体共通部分

1. 電線の損傷
 - ・ケーブル外装を損傷させたものでB欠陥に該当しない程度のもの

II. 電線相互の接続部分

1. リングスリーブ圧着接続部の心線端末処理
 - ・心線の端末処理が適切でないもの

III. その他

1. アウトレットボックス
 - ・ゴムブッシングの使用不適切（ただし、表裏は問わない）
 - ・アウトレットボックスに余分な打抜きをしたもの
2. 器具破損
 - ・器具を破損させたまま使用

■欠陥としない主なもの

- ・リングスリーブの追加支給